

長崎市さしみシティプロジェクト認定制度実施要綱

令和3年8月13日

告示第563号

(目的)

第1条 この要綱は、市民、企業等（以下「市民等」という。）の多様な主体に、さしみシティ実現の当事者としての機運を醸成し、刺身をはじめとした長崎の魚のPR、消費拡大等に資する自主的・主体的な取組の促進を図るため、市民等が主体となって、市と協調して実施する事業について、さしみシティプロジェクトとして認定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) さしみシティ 新鮮な旬の魚がいつでも味わえる長崎の強みについて、刺身という食べ方に焦点を当てたキャッチコピーをいう。
- (2) さしみシティ実現 さしみシティのキャッチコピーを用いて、魚の美味しいまち長崎のイメージを浸透させることにより、長崎の魚の消費拡大に繋げ、及び観光コンテンツの1つとして長崎の魚を定着させることをいう。

(対象事業)

第3条 さしみシティプロジェクトの認定の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業であって、令和3年度から令和5年度までの間に実施する事業とする。

- (1) さしみシティ実現に係る機運を醸成する事業

- (2) さしみシティ実現に係る魅力を高める事業
- (3) さしみシティ実現に係る情報を発信する事業
- (4) その他市長が必要があると認める事業

2 前項の規定にかかわらず、認定を受けようとする事業が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の対象としないものとする。

- (1) 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団

イ 長崎市暴力団排除条例第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者

- (2) 政治的又は宗教的中立性が確保されていないとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 実施の確実性が疑われるとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めるとき。

（申請）

第4条 申請者は、さしみシティプロジェクト認定申請書（第1号様式）に、事業に係る計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（認定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出がなされたときは、その内容を審査し、認定することの適否を決定し、その結果を速やかにさしみシティプロジェクト認定結果通知書（第2号様式）により申請者に通

知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の認定について、条件を付すことができる。

(認定事業の取扱)

第6条 市長は、前条の規定により認定した事業（以下「認定事業」という。）について、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) さしみシティプロジェクトに位置付ける。
- (2) 認定事業を実施する者（以下「認定事業実施者」という。）に対し、さしみシティプロジェクト認定書（第3号様式）を交付する。
- (3) 市のホームページ等で公表し、広く市民等へ周知する。

(認定事業の変更)

第7条 認定事業実施者は、認定事業の内容を変更しようとするときは、さしみシティプロジェクト内容変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定による申請がなされたときは、その内容を審査し、変更することの適否を決定し、その結果を速やかにさしみシティプロジェクト内容変更承諾書（第5号様式）により認定事業実施者に通知するものとする。

(認定事業の中止)

第8条 認定事業実施者は、認定事業の実施を中止しようとするときは、さしみシティプロジェクト中止届出書（第6号様式）を市長に提出し、及びさしみシティプロジェクト認定書を市長に返還しなければならない。

(認定事業の状況報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業実施者に対し、認

定事業の実施状況について報告を求めることができる。

(認定の取消)

第10条 市長は、認定事業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) 第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第5条第2項の規定により付した認定の条件に違反したとき。
- (4) 第7条第1項の規定に反して認定事業の変更を行ったとき。
- (5) 第8条に規定するさしみシティプロジェクト中止届出書の提出がなされたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、さしみシティプロジェクト認定取消通知書（第7号様式）により認定事業実施者に通知するものとする。

3 第1項の規定による取り消しによって損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

（あて先）長崎市長

申請者

住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）


さしみシティプロジェクト認定申請書

次の事業について、長崎市さしみシティプロジェクト認定制度実施要綱に基づく認定を受けたいので、同要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業の名称	
ふりがな 申請者名 （団体の場合は、団体名及び代表者名）	
事業の場所	
事業の内容	
事業の効果	
事業着手予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日

第 号
年 月 日

様

長崎市長 

さしみシティプロジェクト認定結果通知書

次の事業について、審査の結果、長崎市さしみシティプロジェクト認定制度実施要綱第5条の規定に基づき、認定の適否を決定しましたので通知します。

申請年月日	年 月 日
事業の名称	
事業の場所	
認定の結果	認定 ・ 不認定
理由（不認定の場合）	
特記事項（条件等）	

第3号様式（第6条関係）

さしみシティプロジェクト認定書

様

次の事業を「さしみシティプロジェクト」として認定します。

事業名：

認定番号：第 号

年 月 日

長崎市長



（あて先）長崎市長

申請者

住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）


さしみシティプロジェクト内容変更申請書

次のとおりさしみシティプロジェクト認定事業の内容を変更したいので、長崎市さしみシティプロジェクト認定制度実施要綱第7条第1項の規定により申請します。

認定番号	第 号	
変更内容 ※変更箇所のみ記入してください。	事業の名称（変更後）	
	事業の場所（変更後）	
	事業の内容（変更後）	
	事業の効果（変更後）	
	事業着手予定日（変更後）	年 月 日
	事業完了予定日（変更後）	年 月 日
変更の理由		

様

さしみシティプロジェクト内容変更承諾書

長崎市長 

次の事業について、審査の結果、長崎市さしみシティプロジェクト制度実施要綱第7条第2項の規定に基づき、変更申請に係る認定の適否を決定しましたので通知します。

認定番号	第 号	
認定の結果	認定 ・ 不認定	
変更内容	事業の名称（変更後）	
	事業の場所（変更後）	
	事業の内容（変更後）	
	事業の効果（変更後）	
	事業着手予定日（変更後）	年 月 日
	事業完了予定日（変更後）	年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者

住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）


さしみシティブロジェクト中止届出書

次のとおりさしみシティブロジェクト認定事業を中止したので、長崎市さしみシティブロジェクト認定制度実施要綱第8条の規定により届け出ます。

認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
事業の名称	
事業の場所	
事業中止年月日	年 月 日
事業中止の理由	

第 号
年 月 日

様

長崎市長 

さしみシティプロジェクト認定取消通知書

次の事業について、長崎市さしみシティプロジェクト認定制度実施要綱第10条の規定により認定を取り消します。

認定番号	第 号
認定年月日	年 月 日
事業の名称	
事業の場所	
認定取消の理由	